

<最高裁判例④>昭和 57 年 9 月 10 日最高裁判所第二小法廷

プリマハム事件

テーマ	労働組合に対する使用者の言論が不当労働行為に該当するかどうか。	
テキスト	労一 p.183	
出題実績	■	労一 2402E
ストーリー	Y 社との団体交渉において、なかなか決着がつかなかったため、X 組合は団交決裂宣言をした。これを受けた Y 社は、全従業員に向けた声明文を掲示した。 【従業員の皆さん】 本年の賃上げ交渉も大変不幸な結果になってしまいました。……こうした状態ではありますが、本年度の皆さんの要求に対しては、支払能力を度外視して労働問題として解決すべく会社は、素っ裸になって金額においては、妥結した同業他社と同額を、その他の条件については相当上廻る条件を、4 月 15 日提示しました。……ところが組合幹部の皆さんは会社の誠意をどう評価されたのか判りませんが、団交決裂を宣言してきました。……私にはどうもストのためのストを行なわんとする姿にしか写って来ないのは、甚だ遺憾であります。会社も現在以上の回答を出すことは絶対不可能でありますので、重大な決意をせざるを得ません。お互いに節度ある行動をとられんことをお願いいたします。 以 上 声明文が出されたあと、X 組合が予定していたストライキから脱落者が 193 名出るに至り、これにより、組合はストライキを中止することを決定した。 そこで X 組合は、この声明文の掲示が不当労働行為（支配介入）にあたるとして労働委員会に申し立てた。労働委員会は支配介入にあたるとして、救済命令を出した。 これを不服とした Y 社は、訴えを提起した。 単に社長の心情を述べただけであり、支配介入の意図はない。 この社長声明文によってストライキを中止せざるを得なくなった！支配介入だ！  Y 社  X 労働組合 使用者の言論が組合員に対し威嚇的效果を与え、組合の組織、運営に影響を及ぼすような場合は支配介入とする。（X 労働組合勝訴）	

判断	およそ使用者だからといって憲法 21 条に掲げる言論の自由が否定されるいわれがないことはもちろんであるが、憲法 28 条の団結権*を侵害してはならないという制約を受けることを免れず、使用者の言論が組合の結成、運営に対する支配介入にわたる場合は不当労働行為として禁止の対象となると解すべきである。これを<u>具体的にいえば、組合に対する使用者の言論が不当労働行為に該当するかどうかは、言論の内容、発表の手段、方法、発表の時期、発表者の地位、身分、言論発表の与える影響などを総合して判断し、当該言論が組合員に対し威嚇的效果を与え、組合の組織、運営に影響を及ぼすような場合は支配介入となる</u>というべきである。 〈用語〉 「団結権」……労働基本権の一つ。労働基本権には、団結権のほか、団体交渉権及び団体行動権(争議権)がある。
----	--